

令和 3 年度「精華町後期高齢者歯科健診」（新規事業）

【目的】

後期高齢者歯科健診を実施することにより、後期高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するとともに、健康保持に寄与することを目的とする。

【対象者】

- ・健診の対象者は、町内に住所を有する者のうち、年度末現在 76 歳の者
（令和 3 年度 313 人に送付）
- ・後期高齢者特定健診（フレイル健診）の結果でオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）の可能性のあったもの（該当者 2 人（令和 3 年 9 月末現在））

【実施医療機関】

山城歯科医師会加入の町が指定する町内歯科医療機関

【実施期間】

令和 3 年 9 月 1 日～12 月 18 日

【健診内容】

- （1）問診
- （2）口腔内診査
- （3）口腔機能評価
- （4）健診結果に基づく口腔衛生指導

【別添資料】

- ・お口の健診のご案内（特定健診（フレイル健診））（オーラルフレイル）
- ・受診券兼問診票
- ・後期高齢者歯科健診票
- ・精華町高齢者歯科健診お口の健診を受けられた皆様へ
（特定健診（フレイル健診））（オーラルフレイル）